平成２３年（フ）第３３８号
愛知県西尾市巨海町泉田90番地１　ピーコックＧ201号室、住民票上の住所愛知県西尾市吉良町饗庭辻畑15番地１
債務者　加藤　拓生
１　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３５３号
愛知県豊田市京ケ峰１丁目24番地２　雇用促進住宅サン　コーポラス京ケ峰209号
債務者　田口ひろみ
１　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１５８号
岡山県倉敷市水島南幸町１番34号
債務者　原　　勝
１　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１７８号
岡山県倉敷市玉島黒崎6354番地
債務者　原田　　実
１　決定年月日時　平成23年８月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第５５号
京都府亀岡市三宅町２丁目１番12号
債務者　大濱絵美香（旧姓伊藤）
１　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第２６６号
鹿児島県鹿児島市伊敷台４丁目21番18号
債務者　鮫島　康一
１　決定年月日時　平成23年７月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３０９号
鹿児島県日置市日吉町吉利2080番地
債務者　平野　宏美
１　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３３４号
鹿児島県鹿児島市柳町４番２―62号
債務者　熊谷美都利
１　決定年月日時　平成23年７月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３４２号
鹿児島県鹿児島市伊敷５丁目25番47号　サイセリア米盛202号
債務者　黒木　栄子
１　決定年月日時　平成23年７月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３４８号
鹿児島県鹿児島市甲突町18番14号　南国ハイツ205号
債務者　篠原　章二
１　決定年月日時　平成23年７月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３５９号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町20番22号　アーバンパレス新屋敷502号
債務者　染井洋一郎
１　決定年月日時　平成23年７月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５１８２号
大阪府大東市赤井２丁目４番28号　白井マンション301号
債務者　野中　　誠
１　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２号
熊本県八代市永碇町681番地２
債務者　宮本　　錬
１　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月21日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第２０６３号
神奈川県藤沢市湘南台６丁目６番地の20　湘南台サンハイツ103号
債務者　中尾　　薫
１　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０６４号
神奈川県藤沢市湘南台６丁目６番地の20　湘南台サンハイツ103号
債務者　中尾加世子
１　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０６７号
横浜市青葉区あざみ野２丁目16番地５　第２キングハイツ205
債務者　宗　　貴彦
１　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月28日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部